

熱海市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和2年度に実施した財政援助団体等監査の結果に対する措置状況報告書を、熱海市長から受けたので、別紙のとおり公表する。

令和3年6月29日

熱海市監査委員 山田義廣

熱海市監査委員 杉山利勝

令和2年度 財政援助団体等監査における指摘事項措置状況報告書

【団体名：特定非営利活動法人 熱海市体育協会】

指 摘 事 項	
<p>(1) 特定非営利活動法人 熱海市体育協会に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類において、各種帳簿等の数値と符合しないものや、支出科目区分の錯誤や経費の計上等に誤りが散見された。 ・補助の対象となる費目や、金額の算定根拠等が明示されていないため、補助対象経費の明確化を図るとともに、事業目的に沿って補助金が適正に使用されているか確認できるよう改めていただきたい。 ・令和元年度の収支決算書を確認したところ、前年度の「スポーツ選手育成強化補助金」収入分が含まれていた。令和元年度に活動した収支決算に、平成30年度分を含むことは誤りである。 ・事業ごとに会計帳簿を整備し、補助事業に係る予算執行の透明性を確保し、不適切な事務処理が生じないよう事務処理体制を構築されるよう改めていただきたい。 <p>(2) 所管部局（担当所管課）：健康福祉部 健康づくり課に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付事務にあたり、形式化、形骸化しつつある状況が伺われ、実績報告書の精査や、補助事業の成果や効果の検証が十分に行われていないものと見受けられた。 ・補助金の交付事務にあたっては、活動状況を把握し、報告書等の内容を慎重に審査するとともに、補助事業の有効性や必要性、公平性の観点から検証を必ず行っていただきたい。 ・特定非営利活動法人熱海市体育協会に対し、補助事業に特化した会計帳簿の整備を喫緊の課題とし、団体に対する指導監督について厳正に行われたい。 	
所 属 名	措 置 状 況
<p>部：健康福祉部 課名：健康づくり課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○指摘事項にあげられた支出科目区分及び経費等の計上誤りについては、適正な執行と疑義のない収支となるよう指導した。 ○補助事業に特化した会計帳簿の整備を徹底し、対象経費の明確化を図り、不適切な事務処理を生じないよう事務処理体制の構築を求めた。 ○算定根拠を明らかにした予算書や適正執行が確認できる決算書など提出書類の見直しを図る。 ○関係書類の審査にあたり、団体へのヒアリングを実施し、公益性、必要性、効果などの観点から補助金の妥当性を検証する。 ○財務諸表関連の知識の向上に努めたうえで関係書類を審査するとともに、複数人がチェックする体制を整備し補助金の適正な執行を確認する。